



※安城市では、子育て家庭への新たな経済的な支援として、令和6年4月から第2子以降の低年齢児保育の無償化を行っています。

## 対象児童

●第1子の年齢や入園の有無、世帯の所得に関わらず、次のいずれにも該当する3歳児未満の子が対象です。

- 【安城市在住であること】
- 【保護者が共働き等で保育が必要と認められること】
- 【同一世帯の子の中で第2子以降であること】

## 「同一世帯の子」の考え方

◇同一の保護者が監護し、生計を一にする子が対象となります。

※同一世帯であっても、別の保護者が監護する子は含みませんが、家計の主宰者が同一で、保育園等に同時に入園している場合は、無償化の対象となることがあります（保育園（認可保育所）、認定こども園のみ）。※進学等により別世帯になっている子も、課税資料等により同じ保護者に扶養されることが確認できれば、その子を第1子として無償化の対象とすることができます。



## 対象施設・事業

### ◆保育園・認定こども園◆

(利用する施設・事業によって無償化の範囲や必要な手続きが異なります)

#### ①無償化の範囲

##### 【毎月の保育料が無料】

※延長保育料、休日保育料、給食費その他行事費等は対象外。



#### ②必要な手続き

##### 【原則手続きは不要】

※上記の「別の保護者が監護する子」又は「別世帯の扶養する子」を含めることにより無償化の対象となる場合は、確認書類の提出等が必要となります。

### ◆認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む）、

### 一時保育、病児・病後児保育、ファミサポ※注1◆

(利用する施設・事業によって無償化の範囲や必要な手続きが異なります)

#### ①無償化の範囲

##### 【利用料（物品購入費や行事費、給食費等は除く）

のうち月額42,000円までを給付金として支給】



#### ②必要な手続き

施設・事業の利用前に、

##### 【必要書類を用意のうえ保育課に申請】

（オンライン申請or窓口提出）

詳しくは→



※注1：国が定める基準を満たす施設・事業が対象です。対象施設・事業の確認については、愛知県の公式ウェブサイトの認可外保育施設のページ

（[愛知県 認可外保育施設](#) [検索](#)）に掲載されている一覧表（原則「証明書の有無」欄に○が付いているものが対象）等をご覧いただくか、保育課にお問い合わせください。

※令和6年4～5月分の利用料については、令和6年5月31日（金）までにご申請いただければ給付金の対象となります。